

「未熟児養育医療給付制度」利用の手引き(申請案内)

1. 未熟児養育医療給付制度とは？

種々の未熟性があり、家庭保育が困難なため、入院治療を必要とする未熟児（以下「本人」といいます。）に対して、その未熟性がなくなり、健康に成長することを期待して、医療費の一部を公費で負担する制度です。

(1) 対象者は？

茨木市に居住する乳児で、次のいずれかに該当する方が対象です。

ア 出生時体重が2,000g以下の未熟児

イ 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの。

(ア) 一般状態	a 運動不安、けいれんがあるもの。
	b 運動が異常に少ないもの。
(イ) 体温	摂氏34度以下
(ウ) 呼吸器循環器系	a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの。
	b 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下のもの。
	c 出血傾向の強いもの。
(エ) 消化器系	a 生後24時間以上排便のないもの。
	b 生後48時間以上嘔吐持続しているもの。
	c 血性吐物、血性便のあるもの。
(オ) 黄疸	生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの。

(2) 給付の内容は？

入院治療における診察・医学的処置・治療等が受けられます。

ただし、健康保険法で対象としている医療が給付範囲となりますので、保険対象外のものは除外されます。

(3) 費用(自己負担金)は？

○ 入院月の約4～5か月後に茨木市からお送りする「納入通知書」に基づき、「自己負担金」をお支払いいただきます。

※ 医療機関窓口での医療費自己負担はありません。ただし、「おむつ代」など保険対象外のものは実費負担となります。

※ 医療券が発行されるまで「預かり金」を請求する医療機関がありますが、この場合は後で返金してもらってください。

ご注意:「自己負担金」を納期限までに支払されない場合、文書・電話・訪問による督促や、保証人への連絡をさせていただくことがあります。

○ 「自己負担金」の算定にあたっては、申請時に提出された書類を審査し、下記「徴収基準額表」に基づき、「自己負担金」の上限となる「徴収基準月額」を決定します。

※ 「徴収基準月額」＝「自己負担金」とは限りません。(入院日数によって日割り計算となります)

※ 双子以上のお子さんが同時に養育医療を受ける場合の徴収基準月額は、2人目以降のお子さんは、1人目のお子さんの10分の1になります。(「徴収基準額表」の「加算基準月額」がこれにあたります。)

○「自己負担金」は次のように算定します。(かかった医療費の健康保険自己負担額(約2割相当)が上限となります。)

①「徴収基準月額」を必要に応じ日割り計算します。(10円未満は切捨)

〈例〉D4階層の方が、2月1日から3月10日まで入院された場合

2月分 34,800円(徴収基準月額)×28/28=34,800円…(分母はその月の日数です)

3月分 34,800円(徴収基準月額)×10/31=11,220円…(実際の入院日数で日割り計算します)

②福祉医療(こども・ひとり親・障がい)で助成が受けられる額を差し引きます。

《徴収基準額表》

階層	世帯の階層区分		徴収基準月額(円)	加算基準月額	
A	生活保護法による被保護世帯・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯		0	徴収基準月額の10%	
B	A階層に属する世帯を除き、当該年度の市町村民税非課税世帯		2,600		
C	A階層に属する世帯を除き、当該年度の市町村民税の均等割のみの課税世帯		5,400		
D	A階層、B階層及びC階層に属する世帯を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額が右に掲げる額である世帯	所得割額が15,000円以下	D1		7,900
		15,001～21,000円	D2		10,800
		21,001～51,000円	D3		16,200
		51,001～87,000円	D4		22,400
		87,001～171,300円	D5		34,800
		171,301～252,100円	D6		49,400
		252,101～342,100円	D7		65,000
		342,101～450,100円	D8		82,400
		450,101～579,000円	D9		102,000
		579,001～700,900円	D10		123,400
		700,901～849,000円	D11		147,000
		849,001～1,041,000円	D12		172,500
1,041,001～1,222,500円	D13	199,900			
1,222,501～1,423,500円	D14	229,400			
1,423,501円以上	D15	全額			

(4) 実施場所は？

指定養育医療機関で給付が受けられます。

※ 大阪府が指定する指定養育医療機関は、4ページに掲載しています。(他の都道府県等が指定する機関でも可)

※ 大阪府内であっても、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市が別に指定する医療機関もありますので、その場合は、各市にお問い合わせください。

(5) 対象期間は？

養育医療の承認期間は、医師の意見書に記載された診療予定期間の始期(初日)から最長6ヶ月間です。なお、承認期間を超えて治療が必要と認められる場合は、医療機関から継続協議書を提出することにより、1歳の誕生日の前日までの範囲で継続が可能です。

2. 給付申請の方法は？

(1) 申請できる方

申請者は、本人の親権を行う者又は後見人(一般的には保護者)であって、主たる生計者である方としてください。

(2) 申請窓口

茨木市こども政策課 市役所南館3階19番窓口

(3) 必要書類

- ・ **養育医療給付申請書**…申請者は扶養義務者と同じ人(保護者のうち収入の多い方)としてください。
- ・ **養育医療意見書**…指定養育医療機関の医師が作成したものがが必要です。茨木市の様式を用いてください。
- ・ **世帯調書**…本人を含め、世帯員全員を記載してください。
- ・ **所得確認に係る同意書(転入者のみ)**…転入者について、直筆で同意書をご記入下さい。
※ 生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書(本人が記載されたもの)を添付してください。
- ・ **誓約書**…「自己負担金」(2ページ参照)の支払いに関する誓約書です。
申請者は養育医療給付申請書の申請者と同じ人としてください。
保証人は申請者と別生計で独立生計を営む者である必要があるため、基本的には、現住所が申請者と同一でない方としてください。
現住所が申請者と同一で別生計を営む者を保証人とする場合は、その旨の申立書が必要となります。

申請書類は、茨木市こども政策課に備え付けています。また、ホームページからのダウンロードもできます。
URL <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kodomoikusei/kodomos/index.html>

3. その他

- ・わかりにくい点や必要書類、申請方法等についてのご質問、ご相談がありましたら、茨木市こども政策課でお尋ねください。
- ・申請後、住所・電話番号・被保険者証等の変更があれば、茨木市こども政策課まで連絡するようにしてください。

大阪府が指定する指定養育医療機関一覧

市立池田病院	(独)国立病院機構大阪南医療センター	市立枚方市民病院
府立母子保健総合医療センター	大阪大学医学部附属病院	星ヶ丘厚生年金病院
府中病院	国立循環器病研究センター	関西医科大学附属枚方病院
泉大津市立病院	大阪府済生会吹田病院	伊藤病院
りんくう総合医療センター	市立吹田市民病院	阪南中央病院
(医)定生会 谷口病院	大阪府済生会富田林病院	箕面市立病院
(医)朋愛会 サンタマリア病院	(医)宝生会 PL病院	松下記念病院
近畿大学医学部附属病院	(医)一祐会 藤本病院	八尾市立病院
市立貝塚病院	府立呼吸器・アレルギー医療センター	
(医)飯藤産婦人科	(医)笠松産婦人科小児科	

※大阪府内で、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市が別に指定する医療機関の場合は、各市にお問い合わせください

【問い合わせ先】

〒567-8505

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市 こども政策課 給付支援係
(直通) 072-620-1625